

未来を担う「みやざきっ子」へのよりよい教育を目指して  
宮崎市立小中学校

---

# 宮崎市立小中学校における 働き方改革アクションプラン



つくろう！活気あふれる 学びの環境  
～「先生が元気、子どもが元気」～

令和元年(2019年)12月  
宮崎市教育委員会

# 目次

■ 宮崎市立小中学校における働き方改革全体構想	1
■ 宮崎市学校における働き方改革推進関係図	2
1 はじめに	3
2 現状と課題	4
(1) 本市の教師等の時間外勤務の現状と課題	4
(2) 本市の教師等の長時間勤務の主な要因と課題	6
(3) 働き方に関する意識の現状と課題	7
(4) 課題の整理	8
3 基本的な考え方	8
(1) 本アクションプランの位置づけ	8
(2) 学校における働き方改革の目的	8
(3) 学校における働き方改革の取組の視点	8
(4) 当面の達成目標	9
(5) 計画期間	9
4 具体的な取組	9
(1) 視点ごとの具体的な取組	10
【視点1】 学校の業務改善	10
【視点2】 中学校における部活動指導の負担軽減	11
【視点3】 勤務時間と健康管理を意識した働き方の推進	12
【視点4】 家庭・地域との連携・協働	13
(2) 家庭・地域・学校における役割の明確化	15
5 学校における働き方改革に関する取組工程表〈年次計画〉	16
【参考資料】	
■ 資料1 宮崎市立小中学校の教師の勤務時間の上限に関する方針	18
■ 資料2 学校における働き方改革 用語説明	22
■ 資料3 宮崎市中学校部活動方針	25
■ 資料4 宮崎市学校における働き方改革推進委員会設置要綱	30
■ 資料5 宮崎市学校における働き方改革推進委員会委員名簿	31



# 宮崎市立小中学校における働き方改革全体構想



**目的**

宮崎市の未来を担う子ども達へのよりよい教育を提供する

「教師の命と健康を守る」及び  
「教師がやりがいと充実感をもち、いつも生き生きと子ども達に向き合う」

教師の負担軽減を図り、教師の専門性を生かしつつ、授業改善のための時間や子どもと向き合う時間を確保することで自らの授業を磨く。また日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教師の人間性や創造性を高め、効果的な教育活動を持続的に行う環境づくりを行う。

**本市取組**

宮崎市立小中学校の教師の勤務時間の上限に関する方針

宮崎市立小中学校における働き方改革アクションプラン

**達成目標**

教師の月当たりの時間外勤務時間：45時間以下  
教師の年間合計時間外勤務時間：360時間以下

**当面の達成目標**

教師の月当たりの時間外勤務時間：80時間超ゼロ

**本市における取組の視点**

**視点1**

- 「チームとしての学校づくり」の支援
- ICT活用の推進及び校務の情報化
- 調査・統計等の削減・統合の検討
- 研修及び研究に関わる事業等の精選・見直し
- 教育課程の編成・実施の工夫
- 学校行事及び計画等の見直し
- 学校内施設の開設・施設の分散化
- 事務職員の校務運営への参画の推進

視点1  
学校の業務改善

視点2  
中学校における部活動指導の負担軽減

視点3  
勤務時間と健康管理を意識した働き方の推進

視点4  
家庭・地域との連携・協働

**視点3**

- 勤務時間の把握・分析・活用
- 勤務時間設定の適正化、休暇・休憩時間の確保
- 労働安全衛生管理の徹底
- 教師の意識改革
- 児童生徒の登校時間の設定
- 先進的事例の情報提供
- 取組における進捗状況の確認

**視点2**

- 適切な休養日及び活動時間の設定
- 学校の部活動に係る活動方針の明示
- 部活動指導員の配置
- 大会・コンクール等の精選・見直し
- 効率的な部活動運営に向けた取組

**視点4**

- コミュニティ・スクールの推進
- 登下校・放課後・夜間見回り等の対応
- 相談体制の整備
- 家庭・地域・学校の役割の明確化
- 保護者及び地域住民、地域の関係機関・団体等への周知・啓発
- 家庭や地域にお願いしたい取組

**課題**

- 【1】学校における業務の改善及び削減を推進する必要がある → **視点1**
- 【2】中学校における部活動指導に伴う負担を軽減する必要がある → **視点2**
- 【3】学校における働き方改革に対する家庭・地域住民の理解と協力を得る必要がある → **視点4**
- 【4】家庭・地域との連携を深め、学校の役割を明確にする必要がある → **視点4**
- 【5】勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方を推進する必要がある → **視点3**



# 1 はじめに

学校における働き方の見直しについては、これまで、各小中学校の校長を中心に、教育課程や校時程における工夫や業務の改善等に取り組んできました。また、市教育委員会においても、学校への支援体制の整備や事務の見直し等に取り組み、教師の負担軽減に取り組んできたところです。

しかしながら、社会の変化に伴い、学校が抱える課題が複雑化・多様化するとともに、新学習指導要領の確実な実施など、新たに学校が対応しなければならない課題も生じており、教師の長時間勤務の状況が改善されているとは言い難い状況にあります。このことは、文部科学省が平成28年度に実施した教員勤務実態調査において、改めて明らかにされました。

そのような中、文部科学省は、平成31年1月25日に、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）を策定するとともに、平成31年3月18日には、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」（文部科学事務次官通知）により、各教育委員会に対し、学校における働き方改革の取組の推進を要請しました。

また、県教育委員会においても、平成31年3月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定しています。本市の学校における働き方改革を推進する上では、県教育委員会との連携した取組が不可欠であり、県教育委員会の推進プランとの整合性を図っていく必要性があります。

このような背景から、市教育委員会におきましては、「宮崎市立小中学校の教師の勤務時間の上限に関する方針」（以下「市方針」という。）を策定しました。この市方針は、国のガイドラインを参考に策定したもので、いわゆる「時間外勤務の時間」の上限の目安時間が、月45時間、年360時間を超えないようにすることを定めています。

この「宮崎市立小中学校における働き方改革アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）は、市方針を達成するために市教育委員会及びすべての宮崎市立小中学校が取り組む内容を取りまとめたものです。

今後、このアクションプランに沿って、市教育委員会及び宮崎市立小中学校のすべての職員が、それぞれの立場と役割で取組を推進しなければなりません。

市教育委員会が学校における働き方改革を推進するには、大きく二つの目的があります。

一つは、「教師の命と健康を守る」ことです。

何よりも子ども達のことを優先して取り組んでいる教師の一人ひとりが、まぎれもなく本市の大切な人財（たから）です。その命と健康を守ることは、市教育委員会としての使命であります。

もう一つは、「教師が、やりがいと充実感をもち、いつも生き生きと子ども達に向き合う」ことです。

教師が疲弊しては、日々の教育活動に少なからず影響が生じます。子ども達のためにとって頑張り過ぎることでの悪循環は避けなければなりません。

そのような状況に陥ることのないよう、市教育委員会では、これらの課題を解決するための具体的な対策を講じていきながら、最終的には、「本市の未来を担う子ども達へのよりよい教育」につなげていきたいと考えます。

このアクションプランに掲げる取組には、現在の勤務の状況を劇的に改善できる特効薬的なものはないかもしれませんが、一つ一つの取組を着実に実行していくことで、少しずつでも負担が軽減されると考えています。

そして、市方針が目指す姿が達成できるよう、学校と市教育委員会が力を合わせて、また、保護者や地域の方々のご理解とご協力をいただきながら、取組を推進していきます。

## 2 現状と課題

### (1) 本市の教師等の時間外勤務の現状と課題

市教育委員会では、平成30年度から、すべての市立小中学校の勤務実態を把握するため、出勤時刻及び退勤時刻を記録することにより、正規の勤務時間を超えて勤務した時間（以下「時間外勤務の時間」という。）の計測を開始しました。（※平成30年度は試行的に計測を開始したため、1年間を通じた調査は行っておらず、8月・9月は調査未実施）

計測結果を集計すると、次のような実態が明らかになりました。

#### ①小学校

- ・ 小学校ごとに全教職員の時間外勤務の時間の平均をみると、全48校のうち45校が市方針に掲げる上限の目安時間（以下「上限時間」という。）である月45時間以下となっていること。（表1）
- ・ 一方で、職名ごとに時間外勤務の時間の平均を見ると、校長は約30%が、教頭は全員が、その他の教諭等は約20%が上限時間の月45時間を超過していること。（表2）
- ・ 教頭の50%以上が時間外勤務の時間が月80時間を超過していること。（表2）

（表1）全小学校（48校）の平均時間外勤務時間の分布状況

	45 h 以下	45 h 超 80 h 以下	80 h 超 100 h 以下	100 h 超	合計
学校数	45	3	0	0	48
学校の割合	93.8%	6.2%	0.0%	0.0%	100.0%

（※H30.10月～H31.3月平均値）

（表2）全小学校（48校）の教職員の平均時間外勤務時間の分布状況

	45 h 以下	45 h 超 80 h 以下	80 h 超 100 h 以下	100 h 超	合計
校長	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	100.0%
教頭	0.0%	44.2%	36.6%	19.2%	100.0%
教諭等	77.2%	22.3%	0.2%	0.3%	100.0%
事務職員	96.3%	3.7%	0.0%	0.0%	100.0%
全職員	74.5%	22.8%	1.6%	1.1%	100.0%

（※H30.10月～H31.3月平均値）

②中学校

- ・ 中学校ごとに全教職員の時間外勤務の時間の平均をみると、全25校のうち21校が上限時間である月45時間を超過していること。(表3)
- ・ 一方で、職名ごとに時間外勤務の時間の平均を見ると、校長は約30%が、教頭は全員が、その他の教諭等は約60%が上限時間の月45時間を超過していること。(表4)
- ・ 教頭の80%が時間外勤務の時間が月80時間を超過していること。(表4)

(表3) 全中学校(25校)の平均時間外勤務時間の分布状況

	45 h 以下	45 h 超 80 h 以下	80 h 超 100 h 以下	100 h 超	合計
学校数	4	21	0	0	25
学校の割合	16.0%	84.0%	0.0%	0.0%	100.0%

(※H30.10月～H31.3月平均値)

(表4) 全中学校(25校)の教職員の平均時間外勤務時間の分布状況

	45 h 以下	45 h 超 80 h 以下	80 h 超 100 h 以下	100 h 超	合計
校長	68.0%	28.0%	0.0%	4.0%	100.0%
教頭	0.0%	20.0%	72.0%	8.0%	100.0%
教諭等	43.9%	37.0%	13.2%	5.9%	100.0%
事務職員	92.9%	7.1%	0.0%	0.0%	100.0%
全職員	45.1%	35.0%	14.2%	5.7%	100.0%

(※H30.10月～H31.3月平均値)

**【問題】**

- 多くの教職員が長時間勤務に従事している。特に教頭については、長時間勤務の状況が著しい。



**【課題1】** 学校における業務の改善及び削減を推進する必要がある。

## (2) 本市の教師等の長時間勤務の主な要因と課題

学校の時間外勤務の実態とあわせて、80時間を超えた主な要因についてアンケートを行ったところ、以下のような結果となりました。(表5)

- ・ 小学校の特徴としては、PTAの会議等、文書等作成、地域の会議等が上位に挙げられている。
- ・ 中学校の特徴としては、ほとんどの学校が部活動を要因に挙げているほか、進路指導関連が上位に挙げられている。
- ・ 中学校においても、PTAや地域の会議等も要因としている学校が見受けられる。
- ・ 学校の施設については、中学校に比べて小学校では要因になっている。
- ・ 小学校・中学校のいずれも、勤務時間外の保護者対応も要因として見受けられる。

(表5) 月の時間外勤務の時間が80時間を超えた主な要因 (H30.11月実績)

区分	授業準備	成績処理	教材研究	児童生徒指導	学校行事準備	出張病休等カバー	宿泊学習・修学旅行	部活動	進路指導・三者面談	入試事務	教職員評価	管理職業務	学校支援訪問準備	施設	保護者対応	文書等作成	PTA会議等	地域会議等	協議・相談等	体育館開放	その他事務
小学校	11	4	5	7	4	3	1	1	0	0	1	0	2	10	6	13	21	12	1	0	2
中学校	11	1	5	6	2	0	2	24	12	6	0	1	1	2	4	5	5	7	2	1	0

※ 表に掲げる事務の名称は、各学校からの報告書に記載されたものを、市教育委員会において整理しているため、実際の報告書の表現と異なることがある。

### 【問題】

- 中学校においては、主に部活動が長時間勤務の要因となっている。
- PTAの会議等、地域の会議等への出席も長時間勤務の要因となっている。

### 【課題2】

中学校における部活動指導に伴う負担を軽減する必要がある。

### 【課題3】

学校における働き方改革に対する家庭・地域住民の理解と協力を得る必要がある。



### (3) 働き方に関する意識の現状と課題

県教育委員会が実施した調査（平成30年10月実施。以下「県調査」という。）によると、小学校・中学校ともに、「毎日忙しい」又は「どちらかという毎日忙しい」と感じている教師が9割を超えているという結果が挙げられています。

また、「毎日忙しい」と感じる理由を多い順に掲げると次の結果が挙げられます。（小中学校共通）

- ① 授業や児童生徒と接すること以外の事務作業が多い
- ② 教育課程にゆとりがない
- ③ 本来、家庭ですべき教育内容まで求められる

なお、教頭からは、小学校・中学校ともに、「国や県等からの研究依頼や調査に多くの時間を費やす」が最も多いほか、中学校の教頭からは、「参加する地域の会合やイベントが多い」ことも「毎日忙しい」と感じる理由に挙げています。

#### 【問題】

- 教師が事務作業に多くの時間をとられ、児童生徒と接する時間が十分に取れていない。
- 学校の役割が明確にされておらず、家庭・地域に十分理解されていない。

#### 【課題1】

学校における業務の改善及び削減を推進する必要がある。（再掲）

#### 【課題4】

家庭・地域との連携を深め、学校の役割を明確にする必要がある。

さらに、県調査によると、次のような結果が報告されています。

「時間管理や健康管理を意識して仕事を行うことができている」の問いに対し、小学校・中学校ともに、できている（「そうである」「まあそうである」）と回答した人は約65%となっています。

また、「誇りややりがいを持って仕事を行うことができている」の問いに対しては、小学校・中学校ともにできている（「そうである」「まあそうである」）と回答した人は80%を超えています。

加えて「ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を送ることができている」の問いには、できている（「そうである」「まあそうである」）と回答した人は、小学校で50%、中学校で42%となっており、改善を図る必要があります。

#### 【問題】

- 教師の時間管理・健康管理を意識した仕事の仕方が十分できていない。
- 教師のワーク・ライフ・バランスが十分確保できていない。

#### 【課題5】

勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方を推進する必要がある。

## (4) 課題の整理

- 【課題1】 学校における業務の改善及び削減を推進する必要がある。
- 【課題2】 中学校における部活動指導に伴う負担を軽減する必要がある。
- 【課題3】 学校における働き方改革に対する家庭・地域住民の理解と協力を得る必要がある。
- 【課題4】 家庭・地域との連携を深め、学校の役割を明確にする必要がある。
- 【課題5】 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方を推進する必要がある。

## 3 基本的な考え方

### (1) 本アクションプランの位置づけ

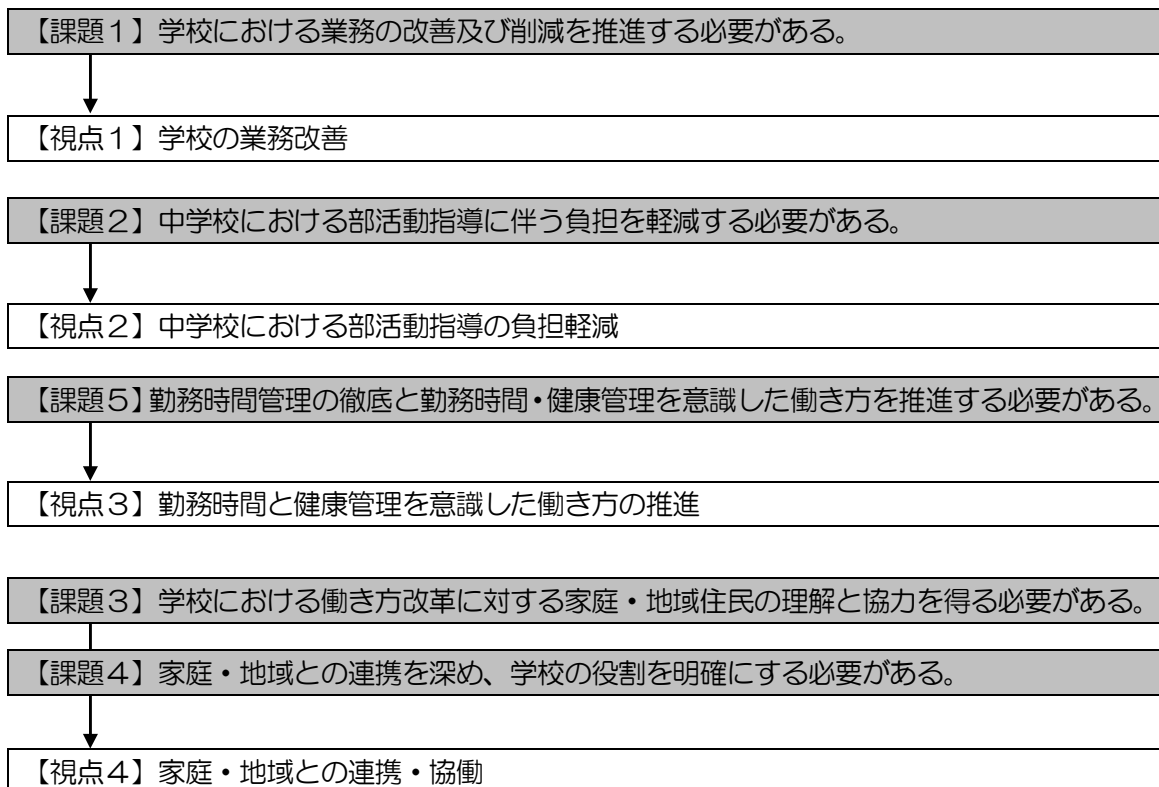
本プランは、市方針を達成するために市教育委員会及びすべての宮崎市立小中学校が取り組む内容を取りまとめたものとして位置付けています。

### (2) 学校における働き方改革の目的

本プランにおいては、「1 はじめに」でもふれたとおり、学校における働き方改革に取り組む目的は、「教師の命と健康を守る」ことと「教師がやりがいと充実感をもち、いつも生き生きと子ども達と向き合う」ことです。そのためには、教師のワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し、健康を保ち、誇りをもって能力を発揮できる環境を整備する必要があると考えていますので、本市の取組を推進しながら、「本市の未来を担う子ども達へのよりよい教育」の提供を目指します。

### (3) 学校における働き方改革の取組の視点

本プランにおいては、「2 現状と課題」において整理した課題を踏まえ、次の4つの取組の視点に沿って取組を推進することとします。



#### (4) 当面の達成目標

市教育委員会及びすべての学校職員は、市方針を必ず達成するという強い意志をもって取組を推進しなければならないことは言うまでもありません。

しかし、一方で、「2(1)本市の教師等の時間外勤務の現状と課題」でも示したように、市方針の上限の目安時間である月45時間を超えている教師が小学校で26.4%、中学校で56.8%を占めており、かつ、そのうち、過労死ラインとされる月80時間を超えている教師は、小中学校あわせて9.3%という現状があります。

そのため、市教育委員会では、市方針の達成を最終的な目標に掲げた上で、本プランにおいては、「時間外勤務の時間が月80時間を超える教師をゼロにする」ことを当面の達成目標とすることとしました。

##### 【当面の達成目標】

**時間外勤務の時間が月80時間を超える教師をゼロにする。**

#### (5) 計画期間

本プランの計画期間は、策定の時点から令和5年度までとします。

その上で、当面の達成目標については、令和2年度までに達成するという強い意志をもって本プランによる取組を推進していきます。

また、定期的に取り組の進捗状況や効果等を確認しながら、さらなる実効性のある取組を推進していきます。

## 4 具体的な取組

学校の時間外勤務の実態から見えてきた課題に対して、本市では、次の4つの視点で取組を進めることとします。

**視点1 学校の業務改善**

**視点2 中学校における部活動指導の負担軽減**

**視点3 勤務時間と健康管理を意識した働き方の推進**

**視点4 家庭・地域との連携・協働**

市教育委員会では、平成30年度に校長・教頭・教務主任・学校事務職員などで構成する「宮崎市学校における働き方改革推進検討会」を設置し、そのなかで、「教育委員会が取り組むこと」、「学校が取り組むこと」、「家庭や地域にお願いしたいこと」といった観点からの提言がありました。

また、令和元年度には、保護者や地域の関係団体、学校の代表者などで構成する「宮崎市学校における働き方改革推進委員会」を設置し、市民の方々と一緒に「学校における働き方改革」について話し合ってきました。

以下、4つの視点ごとに掲げる取組は、これらの意見を反映したものとしています。

(1) 視点ごとの具体的な取組 (■新規の取組、●拡充的な取組)

視点1 学校の業務改善

教育委員会が取り組むこと

- (1) 「チームとしての学校」づくりの支援
  - ① スクールカウンセラー (SC)、スクールソーシャルワーカー (SSW)、スクール・サポート・スタッフ (SSS)、授業スタッフ等、専門スタッフによる支援体制の整備●
  - ② 弁護士活用による法律相談事業■
- (2) ICT活用の推進及び校務の情報化
  - ① 宮崎市学校ICT環境整備計画に基づくICT環境の整備■
  - ② 県内統一の統合型校務支援システムの導入の検討■
- (3) 調査・統計等の削減・統合等の検討
  - ① 実態の把握及び様式の簡略化や回数の削減などの改善に向けた再点検の実施
  - ② 児童生徒を対象とした作品募集等の精選や依頼団体等との調整
- (4) 各種研修及び研究事業等の精選・見直し
  - ① 市主催の研修及び研究事業の精選や見直し●
- (5) 教師の働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施の工夫
  - ① 総授業時数に関する方針の明示■
  - ② 小学校における教科担任制に関する研究■
  - ③ 学校行事、計画等の見直し
  - ④ 学校への助言・支援
- (6) 学校内施設の開錠及び施錠対応の分散化の徹底
- (7) 事務職員の校務運営への参画の推進
  - ① 共同学校事務室の効果的な運用■
  - ② マネジメント向上に向けた研修の実施

学校が取り組むこと

- (1) 教師の働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施
  - ① 小学校における教科担任制に関する研究
  - ② 総授業時数に関する方針に基づく教育課程の編成・実施
- (2) 学校行事及び計画等の見直し
- (3) 学校の組織運営体制に関する精選・見直し
  - ① 従来の校務分掌等の見直し
  - ② 学校重点課題を基にした組織編成
  - ③ 学校内施設の開錠及び施錠対応の分散化
  - ④ 地域連携担当者の位置づけ
- (4) ICT活用による効率的な授業改善や教材研究の取組
  - ① データによる教具の共有・活用
  - ② 授業におけるICT活用の研修の促進
- (5) 事務職員の校務運営への参画
  - ① 教師との業務の連携・分担
  - ② 事務処理の適正化・効率化

## 視点2 中学校における部活動指導の負担軽減

### 教育委員会が取り組むこと

- (1) 適切な休養日及び活動時間等の設定の徹底
- (2) 「宮崎市中学校部活動方針」に基づく取組の徹底、市民への周知
- (3) 部活動指導員の配置
  - ① 配置及び研修会の実施
- (4) 部活動における大会・コンクール等の開催時期の見直しや精選などの要請●
- (5) 効率的な部活動運営に向けた取組
  - ① 学校への支援及び関係機関との連携
  - ② 学校における活動方針・計画様式の作成

### 学校が取り組むこと

- (1) 適切な休養日及び活動時間等の設定並びに実施の徹底
- (2) 「学校の部活動に係る活動方針」の作成
- (3) 部活動指導員及び関係機関、地域との連携
- (4) 効率的な部活動運営に向けた取組
  - ① 毎月の活動計画及び活動実績の作成
  - ② 地域との連携や保護者への周知

### 【重要課題】 ～教頭の長時間業務の改善に向けて～

本市のすべての学校で、教頭は、市方針に掲げる時間外勤務の上限時間の目安である月45時間を超えているという実態が明らかになりました。

そのため、教頭の負担軽減は、まさに「喫緊の課題」でもあります。

ここでは、教頭の負担軽減に大きく結びつくと考えられる取組を、視点1から視点4に掲げた取組（学校が取り組むこと）の中から再掲してみました。

- ① 学校内施設の開錠及び施錠対応の分散化【視点1：(3)-③】（→県プラン対応項目）
- ② 地域連携担当者の位置づけ【視点1：(3)-④】
- ③ 事務職員の校務運営への参画【視点1：(5)】
- ④ 留守番電話設置等による時間外連絡対応の体制整備【視点3：(2)-③】
- ⑤ 児童生徒の登校時間の設定【視点3：(5)】（→県プラン対応項目）

※ ここに掲げるもの以外でも、教頭の負担軽減にも結びつくものはあり、これだけということではありません。

### 視点3 勤務時間と健康管理を意識した働き方の推進

#### 教育委員会が取り組むこと

- (1) 勤務時間の把握・分析及び活用
  - ① 集計ソフトを活用した勤務状況及び出退勤時刻の把握・活用
  - ② より客観的な計測方法の検討
- (2) 勤務時間の設定の適正化、休暇・休憩時間の確保
  - ① 定時退庁日の設定及び実施の徹底
  - ② 夏季休業期間におけるリフレッシュウィークの設定及び連絡体制の整備
  - ③ 学校閉庁日の設定に向けた検討●
  - ④ 留守番電話設置等による時間外連絡対応の体制整備■
  - ⑤ 年次有給休暇の取得促進
- (3) 労働安全衛生管理の徹底
  - ① ストレスチェックの実施に向けた検討■
  - ② メンタルヘルス対策の推進（面談、保健指導、相談等）
  - ③ 学校における空調設備の整備■
- (4) 教師の意識改革
  - ① 働き方改革に関する学校経営方針への位置付け（校長の評価項目への位置付け等）●
  - ② 管理職マネジメント研修の実施
  - ③ 働き方改革に関する意識啓発（ワン・アクション運動、ワン・トライ運動）
- (5) 児童生徒の登校時間の設定
- (6) 先進的取組事例の情報収集及び情報提供
- (7) 学校の取組における進捗状況確認、必要に応じた助言・支援

#### 学校が取り組むこと

- (1) 勤務時間の把握・分析及び活用
  - ① 集計ソフトを活用した勤務状況及び出退勤時刻の把握
- (2) 勤務時間の設定の適正化、休暇・休憩時間の確保
  - ① 定時退庁日の設定と効果的な実施
  - ② 夏季休業期間におけるリフレッシュウィークの確実な実施
  - ③ 留守番電話設置等による時間外連絡対応の体制整備■
  - ④ 年次有給休暇の取得
- (3) 労働安全衛生管理の徹底
  - ① ストレスチェックの実施■
  - ② メンタルヘルス対策
- (4) 教師の意識改革
  - ① 働き方改革に関する学校経営方針への位置付け●
  - ② 校内研修の実施・充実
  - ③ 働き方改革に関する意識啓発（ワン・アクション運動、ワン・トライ運動）
- (5) 児童生徒の登校時間の設定
- (6) 教職員への先進的取組事例の情報提供

## 視点4 家庭・地域との連携・協働

### 教育委員会が取り組むこと

- (1) コミュニティ・スクールの推進■
  - ① 学校運営協議会の設置・運営の促進
  - ② 学校支援の組織化、ネットワーク化体制の整備
  - ③ コーディネーター配置・支援
- (2) 登下校、放課後・夜間の見回り、補導時の対応
  - ① 地域団体の連携・協働体制の整備
  - ② 見守り活動等の役割分担の見直し■
  - ③ 関係機関との連携
  - ④ 緊急時連絡体制の整備
- (3) 保護者等による問合せや相談体制の整備
  - ① 相談窓口の情報共有及び周知
  - ② 地域における支援体制の充実
- (4) 部活動に関する地域との連携（再掲）
- (5) 保護者、地域住民、地域の関係機関・団体等への周知・啓発
- (6) 家庭・地域・学校における役割の明確化

### 学校が取り組むこと

- (1) コミュニティ・スクールの推進■
  - ① 学校運営協議会の設置・運営
  - ② 学校支援の組織化、ネットワーク化
  - ③ コーディネーターとの連携
- (2) 登下校、放課後・夜間の見回り、補導時の対応
  - ① 地域団体の連携・協働体制の整備
  - ② 見守り活動等の役割分担の見直し
  - ③ 関係機関との連携
  - ④ 緊急時連絡体制の整備
- (3) 保護者等による問合せや相談体制の整備
  - ① 相談窓口の情報共有及び理解
  - ② 地域における支援活動との連携
- (4) 部活動に関する地域との連携（再掲）
- (5) 保護者、地域住民、地域の関係機関・団体等への周知・啓発

#### 家庭・PTAにお願いしたいこと

- (1) コミュニティ・スクールへの積極的な参画
- (2) 登下校、放課後、夜間等における安心・安全な見守り体制の維持
- (3) 教師への相談、教職員が出席する会議・行事の開催等における一定の配慮（学校の勤務時間を考慮した回数、日時の設定など）
- (4) 部活動の適切な休養日及び活動時間への理解・協力
- (5) 学校が設定する児童生徒の登校時間に対する理解・協力
- (6) 教育における家庭の果たす役割の再確認及び実践
- (7) 学校における働き方改革に対するすべての保護者に対する理解促進

#### 地域にお願いしたいこと

- (1) コミュニティ・スクールへの積極的な参画
- (2) 登下校、放課後、夜間等における安心・安全な見守り体制の維持
- (3) 教師への相談、教職員が出席する会議・行事の開催等における一定の配慮（学校の勤務時間を考慮した回数、日時の設定など）
- (4) 部活動指導に対する支援の充実
- (5) 学校運営に対する支援・協力の継続及び連携体制づくり
  - ① 学校支援ボランティアの組織化
  - ② 学校支援コーディネーター的人材の育成
- (6) 教育における地域の果たす役割の再確認及び実践
- (7) 学校における働き方改革に対する地域の住民・団体に対する理解促進

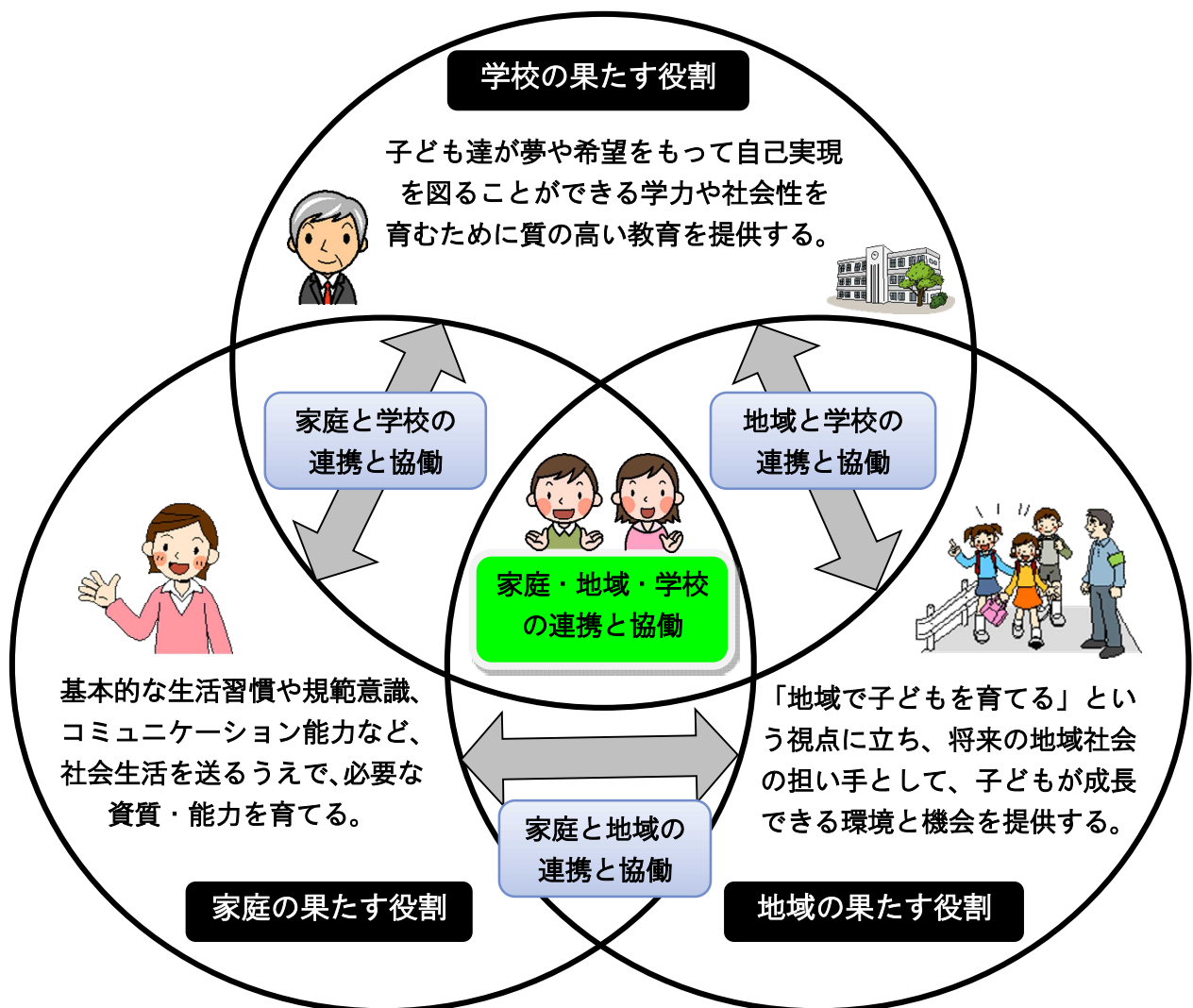


## (2) 家庭・地域・学校における役割の明確化

地域社会全体で子どもを育てるために果たすべきそれぞれの役割

未来を担う子ども達が、将来の夢や目標をもち、その実現に向かって、健やかに心豊かに成長できるよう地域・家庭・学校が相互に連携し、地域に根ざした教育の充実を目指す。

地域の宝である「みやぎっ子」の健やかな成長に向けて、地域社会全体が一体的に取り組んでいくために、ここでは、改めて教育における「家庭・地域・学校」のそれぞれの役割について整理しました。



子ども達が学びの楽しさを実感し、活気あふれる教育環境を創出するために、地域・家庭・学校が教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、社会全体で子ども達を育てる体制づくりが不可欠です。

子ども達が住む地域の学校で、教師が毎日いきいきと教壇に立ち、本分である学習指導をはじめとする教育活動に向き合えるように、力を合わせていきましょう。

# 5 学校における働き方改革に関する主な取組工程表<年次計画>

取組/年度		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
全体	方針及びアクションプラン策定・勤務実態調査	策定・通知			勤務実態調査・業務改善の進捗状況調査・取組の見直し		
	視点1 学校の業務改善	1 弁護士活用による法律相談事業			順次、活用・検証・改善		
		2 宮崎市学校ICT環境整備	校務用・学習用PCの更新	タブレットPC設置		順次、整備・活用	
		3 県内統一校務支援システムの導入	導入の検討	システム構築		順次、活用	
		4 総授業時数に関する方針に基づく教育課程の編成と実施	校長会説明 編成		順次、実施		
5 小学校における一部教科担任制の研究		活用方法や時期の検討・研究への依頼			順次、活用		
視点2 負担軽減 源指し のける	1 部活動指導員の配置			希望調査・配置及び活用・増員等の検討			
	2 大会、コンクール等の開催見直し要請			順次、要請			
	3 各学校における部活動方針の作成			作成・見直し(毎年度)			
視点3 意勤 職務 した 働 き 健 方 康 の 管 理 を 推 進	1 学校閉庁日の設定に向けた検討			設定の検討			
	2 留守番電話設置等による時間外連絡対応の体制整備			設置等の検討			
	3 ストレスチェックの実施	校長会説明		順次、実施			
	4 学校における空調設備の整備		順次、設置				
	5 児童生徒の登校時間の設定	導入の検討・準備			順次、設定・見直し		
視点4 連家 携徒 協地 働域 し の	1 コミュニティ・スクールの推進	導入の検討・規則策定等	モデル校の指定・研究	モデル校の研究及び順次、コミュニティ・スクールの設置			
	2 登下校・放課後等の見守りに関する対応			順次、対応			
	3 保護者、地域、関係機関への周知			順次、周知			

# 宮崎市立小中学校における 働き方改革アクションプラン

【参考資料】

## 宮崎市立小中学校の教師の勤務時間の上限に関する方針

令和元年 12 月 12 日

宮崎市教育委員会

### 1 趣旨

近年、グローバル化や人口減少、情報通信技術や人工知能の発達など、急激な社会の変化に伴い、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、新学習指導要領の確実な実施など、学校に求められる役割はますます拡大してきている。

一方で、教師の長時間勤務の看過できない実態が明らかになっている。特に、所定の勤務時間外においては、いわゆる「超勤 4 項目」以外の業務について、教師が対応している時間が長時間化している実態が生じている。

このような状況は、教師の心身の健康に影響を及ぼすとともに、子どもたちに対する教育活動の質にも少なからず影響することが懸念される。

そのような中、文部科学省は、中央教育審議会における「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の審議を踏まえ、平成 31 年 1 月に、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）を策定し、服務監督権者である各教育委員会に対し、国のガイドラインを参考に、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等を策定するよう求めている。

以上のことから、宮崎市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）は、国のガイドラインを参考に、「宮崎市立小中学校の教師の勤務時間の上限に関する方針」（以下「本方針」という。）を策定し、宮崎市立小中学校における教師のいわゆる「超勤 4 項目」以外の業務を含めて勤務時間の把握を行い、業務の削減や勤務環境の整備に取り組んでいく。

教師の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善のための時間や児童生徒等に接する時間を十分確保し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合っ自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教師の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる状況を作り出すことが「学校における働き方改革」の目指すものである。この、「あるべき姿」に少しでも近づけるために、市教育委員会は、本方針の下、強い意志をもって、学校・保護者・地域住民とともに「学校における働き方改革」を推し進めるものである。

## 2 本方針の対象者

本方針は、国のガイドラインに基づき、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員（以下「教師」という。）を対象とする。

なお、給特法の対象となっていない事務職員、学校栄養職員等については、法定労働時間を超えて勤務させる場合には、いわゆる「36協定」を締結する中で、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に定める時間外労働の規制が適用されるものである。

## 3 勤務時間の上限の目安時間

### （1）本方針において対象となる「勤務時間」の考え方

本方針において対象とする「勤務時間」は、国のガイドラインに基づき、教師のいわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教師が校内に在校している「在校時間」を対象とすることを基本とする。

なお、所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告により除くものとする。

これに加えて、校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、対象として合算する。

ただし、これらの時間からは、休憩時間は除くものとする。

これらを総称して、「在校等時間」とし、本方針において対象となる「勤務時間」とする。

### （2）上限の目安時間

① 1か月の在校等時間の総時間から「市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」（平成8年宮崎県条例第16号）等（以下「県条例等」という。）で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。

② 1年間の在校等時間の総時間から県条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

### (3) 特例的な扱い

- ① 上記(2)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から県条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにすること。

この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から県条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。

- ② また、1か月の在校等時間の総時間から県条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月(2か月、3か月、4か月、5か月、6か月)のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から県条例等で定められた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。

## 4 実効性の担保

本方針の実効性を担保するために、市教育委員会は、以下の取組を行う。

- ① 本方針を達成するため、「宮崎市立小中学校における働き方改革アクションプラン」(以下「市アクションプラン」という。)を策定する。
- ② 本方針及び市アクションプランの実施状況を把握し、その状況を踏まえ、勤務時間の長時間化を防ぐための業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等の取組を実施する。特に、本方針で定める上限の目安時間を超えた場合には、校長のヒアリングを実施するとともに、当該学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証し、改善に向けた方策を実施し、又は校長に助言する等の措置を講じる。
- ③ 本方針について市長と認識を共有するとともに、本方針の達成状況及び市アクションプランの進捗状況について市長に対し定期的に報告する。
- ④ 国のガイドライン、本方針及び市アクションプランの内容について、すべての市民が理解できるよう、教育関係者はもちろんのこと、保護者や地域住民等に対し広く周知する。

## 5 留意事項

- (1) 市教育委員会及びすべての教師は、本方針が、上限の目安時間まで教師等が在校等したうえで勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として策定されるものであり、他の長時間勤務の削減方策と併せて取り組まれるべきものであることを十分に認識すること。

特に、市教育委員会及び校長は、学校や教師等に上限の目安時間の遵守を求めるのみであってはならないこと。

- (2) 本方針の実施に当たっては、当分の間、校長は、市教育委員会が配付した個人用出退勤記録簿により日々計測し、校外の時間や土日、祝日などの校務についても、本人の報告等を踏まえて計測すること。

また、校長は、月ごとに時間外勤務集計表により市教育委員会に報告すること。

なお、市教育委員会は、在校等時間の把握の方法に関し、より客観性が担保される方法の導入について引き続き検討すること。

- (3) 本方針の実施に当たっては、市教育委員会は、休憩時間や休日の確保等労働法制を遵守すること。また、教師等の健康及び福祉を確保するため、在校等時間が一定時間を超えた教師等への医師による面接指導や健康診断を実施すること、退庁から登庁までに一定時間を確保すること、年次有給休暇等の休日についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること、心身の健康問題についての相談窓口を設置すること、必要に応じ産業医等による助言・指導を受け、また教師等に産業医等による保健指導を受けさせること等に留意し、体制の整備に努めなければならないこと。

- (4) 在校等時間の把握に当たり、市教育委員会及びすべての教師は、上限の目安時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させたりすることがあってはならないこと。

さらに、すべての教師は、上限の目安時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、本方針のそもそもの趣旨に反するものであり、厳に避けなければならないこと。

## 学校における働き方改革 用語説明

用語 1	給特法
<p>&lt;説明&gt;</p> <p>「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の略称。</p> <p>(1) 法律の趣旨 公立の小中学校等の教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、給与や勤務時間の特例を定めている。</p> <p>(2) 特例が適用される職員の範囲 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び短時間再任用の者に限る。）で、これらの職員を「教育職員」と定義。 ⇒ 本市の「方針」及び「アクションプラン」では、「教師」と表現。（国のガイドラインと同じ。）</p> <p>(3) 給与の特例</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 給料月額額の4%相当額を、「教職調整額」として支給すること。</li> <li>② 時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しないこと。</li> </ol> <p>&lt;実状&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「給特法」の見直しについて、中央教育審議会が今回の答申の中でどの程度言及するか注目されていたが、審議過程においての一部意見としての紹介はあったものの、「見直すべき」といった指摘には至っていない。</li> </ul>	

用語 2	超勤4項目
<p>&lt;説明&gt;</p> <p>用語 1 に掲げた「給特法」及び「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」により、教師には、原則として、次に掲げる4つの項目に係る業務であって、臨時又は緊急のやむを得ないときに限り時間外勤務をさせることができるとされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 校外実習その他生徒の実習に関する業務</li> <li>② 修学旅行その他学校の行事に関する業務</li> <li>③ 職員会議に関する業務</li> <li>④ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務</li> </ol> <p>&lt;実状&gt;</p> <p>この「超勤4項目」以外の業務での時間外勤務が発生しているのが現状。</p>	

用語 3	過労死・過労死ライン
<p>&lt;説明&gt;</p> <p>(1) 過労死 業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡。（過労死等防止対策推進法第2条）</p> <p>(2) 過労死ライン 「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について（平成13年12月12日付け厚生労働省労働基準局長通達）において、時間外労働時間数（1週間当たり40時間を超えて労働した時間数）が、月100時間又は2～6か月にわたってわたって月80時間を超える場合には、業務と発症の関連性が強いとされており、このことから、月80時間を、一般に「過労死ライン」と称している。</p>	



<b>用語4</b>	<b>スクールカウンセラー（略称：SC）</b>
<p>&lt;説明&gt; いじめや不登校等に関する保護者や教職員の相談に対応する専門的知識を有する者をいう。</p> <p>&lt;宮崎市の配置状況&gt; 教育相談センター（市教育情報研修センター内）に3名配置。（令和元年5月1日現在）</p>	

<b>用語5</b>	<b>スクールソーシャルワーカー（略称：SSW）</b>
<p>&lt;説明&gt; 児童生徒が抱えている問題に対して福祉的なアプローチで問題解決を支援する専門職をいう。</p> <p>&lt;宮崎市の配置状況&gt; 教育相談センター（市教育情報研修センター内）に4名配置。（令和元年5月1日現在）</p>	

<b>用語6</b>	<b>スクール・サポート・スタッフ（略称：SSS）</b>
<p>&lt;説明&gt; 教員の負担軽減を図るために、教員に代わって、学習指導を除く、資料作成や授業準備等、校務全般の補助を行うことで、教師をサポートするスタッフをいう。</p> <p>&lt;宮崎市の配置状況&gt; 県教育委員会が、働き方改革推進モデル校である西池小学校の他、本郷中学校に計2名を配置。（令和元年5月1日現在）</p>	

<b>用語7</b>	<b>授業スタッフ</b>
<p>&lt;説明&gt; 特別支援学級等において、児童生徒のニーズにあった学習指導等を行うために、学校に配置する教員免許を有した非常勤講師をいう。</p> <p>&lt;宮崎市の配置状況&gt; 市内小中学校に31名を配置。（令和元年5月1日現在）</p>	

<b>用語8</b>	<b>スクールサポーター</b>
<p>&lt;説明&gt; 発達障がい等のある児童生徒に対して、児童生徒のニーズにあった学習面や生活面などのサポートを行うために、学校に配置した職員をいう。</p> <p>&lt;宮崎市の配置状況&gt; 市内小中学校に59名を配置。（令和元年5月1日現在）</p>	

<b>用語9</b>	<b>生活・学習アシスタント</b>
<p>&lt;説明&gt; 下肢等に障がいのある児童生徒に対して、学習補助や生活の介助等を行い、学校生活への適応を支援するために、学校に配置した職員をいう。</p> <p>&lt;宮崎市の配置状況&gt; 市内小中学校に55名を配置。（令和元年5月1日現在）</p>	

<b>用語 10</b>	<b>部活動指導員</b>
<p>&lt;説明&gt;</p> <p>中学校等において、校長の監督を受け、学校の職員として、部活動の実技指導や大会への引率等を行う者をいう。</p> <p>&lt;宮崎市の配置状況&gt;</p> <p>市内中学校 9 校に 1 2 名を配置。(令和元年 1 2 月 1 日現在)</p>	

<b>用語 11</b>	<b>教育課程</b>
<p>&lt;説明&gt;</p> <p>学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に作成する教育計画であり、各学校において編成される。学校の教育目標の設定、指導内容の組織、授業時数の配当などが教育課程の編成の基本的な要素となる。</p>	

<b>用語 12</b>	<b>授業時数・予備時数</b>
<p>&lt;説明&gt;</p> <p>(1) 授業時数</p> <p>国は、各教科等の目標を実現し必要な内容を指導するための必要最低限の時数として、学校教育法施行規則及び学習指導要領により各教科等ごとの、またそれらの総数の年間の授業時数を定めており、これを、一般に「標準授業時数」と呼んでいる。(なお、上限は、児童生徒の負担過重にならない限度とされている。)</p> <p>各学校は、この標準授業時数や児童生徒の実態、また、災害やインフルエンザの流行等による学級閉鎖など不測の事態の可能性等を考慮して各教科等の授業時数を定めている。</p> <p>(2) 予備時数</p> <p>各学校が定める授業時数と国が示す「標準授業時数」との差分(標準授業時数を超えている時数)をいう。学校では、前述のような不測の事態を意識しながら、予備時数を確保している。</p> <p>&lt;宮崎市の現状&gt;</p> <p>予備時数の確保の状況は、学校によってさまざまであり、多いところと少ないところの差が 60 時間に及ぶ学年もある。</p> <p>文部科学省は、不測の事態によって標準授業時数を下回った場合、下回ったことのみをもって法令等に反するとされるものでなく、不測の事態に備えることのみを過剰に意識して標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はないこと、教育課程の編成に当たっては、学校における働き方改革に配慮した対応を検討することが重要であることを通知で示している。</p>	

<b>用語 13</b>	<b>共同学校事務室</b>
<p>&lt;説明&gt;</p> <p>事務を共同処理することにより、学校間の事務の標準化、教材などの共同購入による調達コストの削減、OJTの実施による事務職員の育成及び資質の向上など、事務処理のさらなる効率化及び質の向上を目的として、複数の学校ごとに設置するもの。</p> <p>&lt;宮崎市の現状&gt;</p> <p>平成 31 年 4 月から導入した。今後、共同学校事務室の一層の活用や機能強化が課題となっている。</p>	

## 宮崎市中学校部活動方針

宮崎市  
平成31年3月

## 本方針策定の趣旨等

学校の部活動は、スポーツや芸術文化等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部の責任者（以下、「部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、本市のスポーツ及び芸術文化等の振興に寄与してきた。

また、技能等の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感・責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にある。

将来においても、本市の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフや芸術文化等の活動を実現する資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた運動・スポーツ、芸術文化等の活動を行うことができるよう、速やかに、部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

宮崎市中学校部活動方針（以下、「市の方針」という。）は、中学校の部活動を主な対象（小学校において、中学校の部活動と同じように芸術文化等の活動を実施している場合は、本方針に準じた取扱いとする。）とし、生徒にとって望ましいスポーツ及び芸術文化等の活動を行うための環境を構築するとともに教員の負担軽減を図るという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツや芸術文化等の活動に親しみ、を楽しむことで、運動習慣の確立や豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・ 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

学校は、市の方針に則り、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。市においては、学校が行う改革に必要な支援等に取り組む。

市は、方針に基づく部活動の状況把握のために、定期的にフォローアップを行う。

## 1 適切な運営のための体制整備

### **（１）部活動の方針の策定等**

ア 校長は、市の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」（以下、「学校の方針」という。）を策定する。部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記イの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等に

より公表する。

ウ 市は、上記イに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。なお、このことについて、市は、必要に応じて学校の支援を行う。

## (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

イ 市は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 市は、部顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 市及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。市は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 部顧問は、心身のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養を適切に

取ることが必要であること。また、過度の練習が生徒の心身に負担を与えるばかりでなく、障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力や芸術文化等の能力向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。さらに、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目や分野の特性等を踏まえた合理的（科学的）でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。そのため、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 部顧問は、関係団体等が作成する「合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引」を活用して、ア及びイに基づき指導を行う。

### 3 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう適切に設定する。いかなる部活動においても長時間の活動等は精神的・体力的な負担を伴うことから、芸術文化等の活動も含めた全ての部活動において、以下の基準とする。

基準設定に当たっては、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえることとする。

#### ① 学期中の休養日の設定

- ・ 家庭の日（第3日曜日）は、大会等特別の場合を除き、休養日とすること。
- ・ 平日は、週1日以上休養日を設定すること。
- ・ 2ヶ月を1単位として捉え、各競技の大会を考慮し、土日、祝日については休養日を8回程度設定すること。第3日曜日に大会が設定された場合も同様の扱いとすること。
- ・ 土日両日ともに大会等があり、やむを得ず休養日を設定できないときは、その週の中で必ず休養日を設定すること。

#### ② 長期休業中の休養日の設定

学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

#### ③ 1日の活動時間

長くとも平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

ただし、各部活動の部員数や施設等、各学校の実情に応じて、運用の工夫ができるものとする。その際、週当たりの活動時間は16時間を上限とする。

- ・ 運動部活動において、県の競技力に関する指定校（競技力向上推進校、拠点校）の指定部においても、原則、3ア①～③の基準に沿った活動とするよう努めることとする。ただし、指定校の趣旨を踏まえて、運用の工夫ができ

るものとする。その際、計画的に休養日及び活動時間を設定すること。

イ 校長は、1(1)に掲げる「学校の方針」の策定に当たっては、市の方針の基準に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 屋内での芸術文化等の活動を含め、活動の際は、熱中症事故の防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、万全の安全対策を講じること。

#### **4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ及び芸術文化等の環境整備**

##### **(1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置**

ア 校長は、より多くの生徒の運動・スポーツ及び芸術文化等の機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動やレクリエーション志向で行う活動等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部の設置について検討する。

イ 市は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技や分野の部を設けることができない場合には、生徒のスポーツや芸術文化等の活動の機会が損なわれることがないよう、県や関係団体等と連携し、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組の工夫改善に努める。

##### **(2) 地域との連携等**

ア 市及び校長は、生徒のスポーツ及び芸術文化等の環境を充実させる観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ及び芸術文化等団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ及び芸術文化等の環境整備を進める。

イ 市が実施する部活動指導員の任用・配置や、部顧問等に対する研修等、指導者の質の向上に関する取組について、関係機関及び関係団体等との協力体制の充実に努める。

ウ 市は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ及び芸術文化等に親しめる場所が確保できるよう、学校施設開放事業を推進する。

エ 市及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ及び芸術文化等の環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

#### **5 学校単位で参加する大会等の見直し**

ア 市は、学校の部活動が参加する大会・試合等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合等に参加することが、生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の部活動が参加する大会数の上限の目安等について検討する。

イ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

## 宮崎市学校における働き方改革推進委員会設置要綱

## (設置)

第1条 本市の市立小中学校における働き方改革を推進するための方針及び取組計画（以下「方針等」という。）を策定するにあたり、その内容を審議するため、教育委員会に、宮崎市学校における働き方改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本市の方針等の策定に関する助言及び提言
- (2) その他本市の方針等に関する事項

## (組織)

第3条 委員会の委員は、8人以内とし、保護者の代表、地域の代表、関係団体の代表その他教育委員会が必要と認める者で構成する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、令和元年9月10日から令和2年3月31日までとする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から互選し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (謝金)

第6条 委員が委員会に出席した時は、謝金として、宮崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条を準用した額を支給することができる。

## (事務局)

第7条 委員会の庶務を処理するため、教育委員会企画総務課に事務局を置く。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和元年7月8日から施行する。



## 宮崎市学校における働き方改革推進委員会委員名簿

\* 敬称略

番号	区分	団体・機関名	役職	委員氏名
1	保護者代表	宮崎市PTA協議会	会長	おかもと よしひろ 岡本 吉弘
			副会長	なかしま ゆか 中嶋 由香
2	地域代表	宮崎市自治会連合会	常務理事	ときとう たかとし 時任 孝俊
		宮崎市青少年育成連合会	事務局長	あおやま けいこ 青山 桂子
		宮崎市青少年指導委員連絡協議会	会長	た やまち しょうじ 田山地 章志
		宮崎市民生委員児童委員協議会	副会長	なかくぼ たみこ 中窪 民子
3	学校関係者	宮崎市小学校校長会	会長	あんどう しげのり 安藤 重則
		宮崎市中学校校長会	会長	くまもと まさひと 隈元 理人

(事務局)

宮崎市教育委員会企画総務課

住所 宮崎市清武町西新町1番地1

TEL 0985 (85) 1857

FAX 0985 (44) 5445

E-mail [45soumu@city.miyazaki.miyazaki.jp](mailto:45soumu@city.miyazaki.miyazaki.jp)

